

令和6年度第4回男女平等参画審議会

会議名	令和6（2024）年度第3回男女平等参画審議会	作成日	2024/11/6
		作成者	企画経営課
日時	令和6年11月5日（火）18:30-20:00	場所	大研修室 オンライン
出席者	【委員】 荻田会長、福島委員、今村委員、牧野委員、大黒委員、中川委員、田中委員、南委員 【市（企画部企画経営課）】 石坂部長、丸山担当部長、中塚副主幹、山際、堀江		
欠席者	渥美副会長、河西委員、木下委員、岩本委員、竹野委員、瀬尾委員		
議題	(1) 第2回審議会の振り返り（いただいたご意見、質疑への回答）（資料1） (2) 「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027（仮称）」の素案（案）について（資料3～5）		
資料	・次第 ・（資料1）令和6（2024）年度第2回男女平等参画審議会概要版会議メモ ・（資料2）「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027（仮称）」の策定に向けた考え方について（修正版） ・（資料3）「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027（仮称）」素案（案） ・（資料4）前計画との比較シート（事業一覧） ・（資料5）目標指標（案） ・令和6（2024）年度第1回男女平等参画審議会議事録 ・令和6（2024）年度第2回男女平等参画審議会議事録 ・令和6（2024）年度委員名簿 ・席次表（会場出席者のみ）		
決定事項	・資料3について、本日の意見を踏まえて市の方で検討、修正のうえ、第4回審議会で報告する。 ・次回会議は11月26日（火）		
意見・質問・要対応事項		市の回答・対応	
議事(1)	女性交流室に対する二本立ての検討について、庁内での検討では無理だし、女性交流室の登録団体、審議会委員の声を聴くだけでは全く足りない。検討委員会を設けて、意見聴取するなどして欲しい。（田中委員）	☐ 審議会の制度として、委員からの提案形式等もある。次回の審議会でご紹介する。	
	（関連して）市民ニーズを把握する場が無いことが問題。課題が複雑化する中で、施策に反映させるには広く一般市民の声を聴くことが必須（子育て中の方、介護をしている方、働いている方等）。（牧野委員）	☐ 女性交流室登録団体だけではなく、広く市民の声を聴いて施策に反映させていく旨、計画に盛り込む。 手法については明記しないが、検討していく（web アンケートの活用や、他課との連携により市の事業参加者の声を聴く（アウトリーチの取組）等）。	
議事(2)	指標は目標達成するために定めるもの。管理職の女性割合等は必須だが、指標7「男女平等参画関連事業の利用者・参加者数」は指標としていかがか。各事業の成功／不成功、を事業ごとに評価すればよい話では。 市の情報発信というなら「Shall we?」のweb 閲覧数を指標とする方が適切だと考える。（牧野委員）	☐ ご指摘のとおり。ご提案いただいた「Shall we?」のweb 閲覧数は指標としてふさわしいと思われ、新たな指標として設定する。	
	自治体は課題解決型の施策を取るべきであり、そのためには市民ニーズを把握する必要がある。市全体として相談事業が重要であるにもかかわらず、この計画では「男女平等参画のための」と男女平等参画	☐ P.11 に示しているように、相談は啓発と並び本計画の骨格となるものと認識しており、各施策で相談機能を有した内容としている。	

	に限定してしまっていることが問題。(牧野委員)	本計画が男女平等、性の多様性の平等参画を目指す行動計画であることから、目標1施策(2)では「男女平等参画のための相談体制」と表記したものである。
	指標のなかで、対市民だけではなく対事業者の内容も含めるべき。三鷹市として、市内事業者の女性割合、年代別人数、管理職割合など、実態を把握出来ていないのでは。(牧野委員)	□ご指摘のとおり、市としては把握しておらず、厚労省の経済センサスの結果で確認できるのみ（市内事業者の男女別従業員数の統計。管理職割合の統計はない。）。 新計画の指標に盛り込むことは難しいと思われるが、生活経済課とも連携し、事業者に対する市の働きかけが出来ることについて引き続き検討していく。
その他	多文化共生センターはダイバーシティセンターのようなものと期待しており、意識の高い、知見のある市民の意見を吸い上げて作っていった欲しい。(大黒委員)	□新計画の期間中で、どのように市民からの意見を聴き取っていくか、委員のご意見を伺いながら検討していく。
	DVをはじめ、女性の相談窓口が子育て支援課、という市の体制がアンコンシャス・バイアスである。女性には必ず子どもがいる、子どもとセットで考えられることは大きな問題であり、1人の女性として見ておらず、人権問題とを感じる。(田中委員)	□女性と子どもをセットで考えてはいない。女性相談支援員は母子・父子自立支援員を兼ねているため、ひとり親となられた（なられる）方が手当等の関係で最初に手続きに訪れる子育て支援課に配置しており、ひとり親、困難な問題を抱える女性、DV 被害者などからの相談に関係部署と連携して対応している。 複雑化・複合化した相談が多く、女性相談のみを独立させて他部署へ設置することは困難であるが、子育て支援課が相談先であることについて、引き続き周知に努める。